

平成28年3月16日	資料1
第29回レセプト情報等の 提供に関する有識者会議	

社会医療診療行為別調査にかかる整理について

平成28年3月16日

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
保険システム高度化推進室

社会医療診療行為別調査の概要

【調査の目的】

この調査は、医療保険制度における医療の給付の受給者にかかる診療行為の内容、傷病の状況、調剤行為の内容及び薬剤の使用状況等を明らかにし、医療保険行政に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の対象】

全国の保険医療機関及び保険薬局から社会保険診療報酬支払基金支部（以下「支払基金支部」という。）及び国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に提出され、審査決定された医療保険制度の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書を調査の対象としている。

なお、電子化された診療報酬明細書及び調剤報酬明細書については、レセプト情報・特定健診等情報データベースシステム（以下、「NDB」という。）に蓄積されたものを利用している。

【調査の客体】（平成26年調査）

医科病院、医科診療所及び歯科病院の診療報酬明細書並びに調剤報酬明細書は、NDBに蓄積されている全ての明細書とし、歯科診療所の診療報酬明細書は、抽出されたNDB及び紙の明細書とする。

【調査の時期】 毎年6月審査分

【調査の事項】

診療報酬明細書…年齢、傷病名、診療実日数、診療行為別点数・回数及び薬剤の使用状況（薬品名・使用量等）等

調剤報酬明細書…年齢、処方せん受付回数、調剤行為別点数・回数及び薬剤の使用状況（薬品名・使用量等）等

社会医療診療行為別調査の今後の取扱いについて

現状

- ・社会医療診療行為別調査については、長年統計法の下で、医療保険行政に必要な基礎資料を得ることを目的に実施されてきたもの。
- ・平成23年度集計からNDBデータの利用(一部抽出)を開始し、医科病院及び調剤は平成23年度、医科診療所は平成25年度、歯科病院は平成26年度、歯科診療所は平成27年度からNDB全数を集計対象にして作成している。
- ・当該調査の集計が全てNDBデータを元にしたものになるこの機会に、当該調査のNDBデータ第三者提供の枠組みの中での位置づけを整理してはどうか。

注：平成27年より社会医療診療行為別統計に名称変更される。



主な論点

- ・従前、社会医療診療行為別調査の情報を使って実施されてきた省内部局からの要望に対する特別集計をどのように扱うか。
- ・省外の研究者等への当該調査に係る情報の提供についてはどのように扱うか。
- ・社会医療診療行為別調査及びそのデータを活用した特別集計について最小集計単位の原則の適用をどのように考えるか。

①特別集計の扱いについて

現状と検討事項

- ・社会医療診療行為別調査においては、従前統計法第32条に基づき、省内部局からの特別集計依頼に対し、特別集計を行い、結果の提供を行ってきた。
- ・NDBデータの第三者提供においては、これまで特別集計のような枠組みは明確には位置づけられていなかった。



特別集計の持つ政策立案上の重要性に鑑み、以下の整理としてはどうか

整理の方向性案

- ・NDBデータの第三者提供の中でも、当該調査に限って、従前同様、要望部局から統計情報部への申出を受け、統計情報部において特別集計を行い、提供することを明示的に位置づけることとしてはどうか。
- ・ただし、この場合、統計情報部においては、特別集計の状況について、定期的に保険局及び有識者会議に対し、報告を行うこととしてはどうか。

②研究者等への集計用データの提供に関する扱い

現状と検討事項

- ・社会医療診療行為別調査においては、従前、統計法第33条に基づき、研究者等から申出があり、要件を満たしている場合に調査票情報の提供を行ってきた。
- ・NDBデータの第三者提供においては、これまでデータ利用者が更なる第三者にデータ提供を行う枠組みは存在してこなかったが、これをどう整理すべきか。



整理の方向性案

- ・研究者等への提供についても、可能な限り、従前の枠組みに近い形で整理できないか、検討を進めることとしてはどうか。

③最小集計単位の原則の適用

現状と検討事項

- ・社会医療診療行為別調査においては、従前、統計法に基づき、集計結果の公表を行ってきた。
- ・統計法において、基本理念として、個人や団体等の秘密の保護が掲げられているものの、NDBデータの第三者提供の最小集計単位に相当するような公表基準は存在していない。



整理の方向性案

- ・当該調査は、長年にわたって、最小集計単位の原則を用いずに運用され、現在までのところ特段の問題はなく実施され、診療行為の詳細が把握できる統計として社会的にも定着している。
- ・こうした経緯や当該調査の公的性質、集計方法が継続性を持ち定型化していることに鑑み、当該調査については今後、当該原則の適用除外としてはどうか。
- ・また、特別集計については必ずしも集計方法が定型化しているわけではないことから、提供を受けた省内部局が集計結果を公表する場合には、最小集計単位の原則を遵守することとしてはどうか。